

第3回ふるさと門真まつり ～のど自慢選抜大会～ 出場者を募集

のど自慢選抜大会を行います。入賞者は第3回ふるさと門真まつり屋外ステージに出演できます。

◆選抜大会

とき・ところ

- 5月26日(日)…南部市民センター
- 6月1日(土)…市立公民館

※時間は午前10時から

対象 市在住・在勤・在学の人

※いずれの会場も駐車場なし

費用 無料

応募方法 4月26日(金)までに往復はがきを郵送(必着)

※往復はがきへの記載内容など詳しくは募集要項参照

募集要項配布場所

市ホームページ、市役所、市立公民館、中塚荘、総合体育

館、文化会館、市民プラザ、南部市民センター、老人福祉センター、門真市シルバー人材センター、高齢者ふれあいサロン、地域高齢者交流サロン、エフエムもりぐち、門真市社会福祉協議会

◆出演順抽選会

各会場での出演順を決定します。
※応募多数の場合は出場者を決める抽選会も実施。

とき 5月11日(土)午後2時から
ところ 文化会館

第3回ふるさと門真まつり

とき 8月3日(土)

※雨天の場合は8月4日(日)

ところ

旧第六中学校運動広場、総合体育館

応募・問合先

〒571-8585

「門真市役所」文化・自治振興課

☎06(6902)6034

環境

浄化センターが閉鎖しました

公共下水道の普及や施設の老朽化に伴い、浄化センターを3月末で閉鎖しました。

4月から四條畷市立環境センターで委託処理を行います。当面の間、混雑が予想されますので、処理を急ぐ人は事前にご相談ください。

◆し尿券の取扱窓口を変更

浄化センターの閉鎖に伴い、4月からし尿券は環境政策課、環境対策課、南部市民センターで取り扱います。

し尿くみ取り業務を全面委託に

4月からし尿のくみ取り業務を(株)住栄興業へ全面委託します。定期、臨時、従量くみ取りの申し込みは環境政策課までご連絡ください。

浄化槽の管理は適切に

◆維持管理について

浄化槽の維持管理を適切に行うには、3カ月に1回程度の保

4月～6月は 狂犬病予防注射月間

狂犬病は人にも動物にもうつる病気です。発症すると治療の方法はありません。狂犬病予防注射をすることで感染を防ぐことができます。飼い犬の登録を必ず行い、年に1回の狂犬病予防注射を受けさせましょう。

◆31年度狂犬病予防集合注射

飼い犬登録がある人にお知らせを郵送していますのでご確認ください。

※詳しくは広報かどま3月号または市ホームページ参照

◆鑑札・注射済票は愛犬を守る公的な札

保護時の安全につなげるため、鑑札と注射済票は愛犬に常時装着させましょう。

問合先 環境対策課

☎06(6902)7212

まちづくり

府営住宅 市へ移管

4月1日(月)、旧府営の門真住宅、門真千石西町住宅、門真四宮住宅が門真市へ移管されました。入居者が行う手続きは原則ありません。移管を機に若年世代の入居促進や団地コミュニティの活性化などにも取り組みます。

また、市内のほかの府営住宅も順次市への移管を進めます。

管理会社 日本管財(株)

☎072(800)3821

※6月上旬に門真四宮住宅の入居者を募集予定

問合先 都市政策課

☎06(6902)6391

危険なブロック塀等の撤去 工事費用の補助対象を拡充

31年度から建築物に付属しない青空駐車場のブロック塀や公園などに面するブロック塀も補助対象になります。

対象 次のすべてを満たすブロック塀を撤去する工事

○道または公園などに面している

○ブロック塀の高さが60cmを超え、かつ道または公園などまでの水平距離より高い

○簡易点検で不適合となった

※30年6月18日以降、工事に着手したものであれば、30年7月30日以前(青空駐車場、公園などは31年4月1日以前)

の工事でも補助対象の可能性あり

補助額 費用の3分の2(上限15万円)

耐震診断・改修(設計) などの費用を補助

耐震診断・耐震改修(設計)および耐震シェルターの設置、耐震性の低い住宅の除却にかかる費用を補助します。

申込期間 4月8日(月)から

※各補助にはそのほか条件あり。詳しくは問い合わせ

◆耐震診断補助

対象 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられた住宅および建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する多数の者が利用する建築物

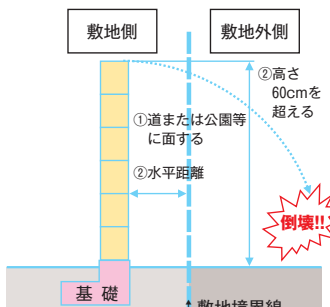
※木造住宅の場合は建築確認の有無は不問

募集戸数・補助額

○木造住宅…25戸、費用の9割(上限4万5000円)

○そのほかの住宅…1戸、費用の5割(上限2万5000円)

※予算がなくなり次第終了
※法人所有のブロック塀は対象外。詳しくは問い合わせ
問合先 建築指導課
☎06(6902)6346



建物の解体を検討する人へ 所有者の負担を大幅軽減

市では、2020年度までに国道163号以北の北部地区のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高い密集市街地をおおむ

◆耐震(設計)改修補助 対象

○設計+改修: 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられた耐震診断結果の評点が1・0未満の木造住宅(賃貸住宅を除く)で、耐震改修において評点が1・0以上になるもの

○改修: 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられ、耐震診断結果の評点が1・0未満の木造住宅で耐震改修において評点が1・0以上になるもの

募集戸数・補助額

○木造住宅…25戸、費用の9割(上限4万5000円)

○そのほかの住宅…1戸、費用の5割(上限2万5000円)

※予算がなくなり次第終了
※法人所有のブロック塀は対象外。詳しくは問い合わせ
問合先 建築指導課
☎06(6902)6346

◆耐震シェルター設置補助 対象

昭和56年5月31日以前に建てられ、耐震診断結果の評点が1・0未満の木造住宅(長屋・共同住宅を含む)
募集件数・補助額 1件、費用の5分の4(上限30万円)

◆木造住宅除却補助
対象 昭和56年5月31日以前に建てられ、耐震診断結果の評点が0・7未満、またはそのほかの方法により耐震性が低いと判断された木造住宅(長屋・共同住宅を含む)

募集戸数・補助額

○一戸建て…5戸、費用の5割(上限30万円)

○長屋、共同住宅…4棟、費用の5割(上限200万円)

問合先 建築指導課
☎06(6902)6341

ね解消すると目標に定めています。

老朽木造住宅等の除却補助制度により除却を促進することで、密集市街地の解消をめざします。

補助期間

30年度～2020年度

対象地区

小路町、元町、本町、石原町、大倉町、垣内町、幸福町、中町、野里町、上島町、城垣町

補助対象

次のすべてを満たす者

○補助対象建築物の所有者またはその相続人

○固定資産税・都市計画税を滞納していない

※個人、法人は不問

補助対象建築物 次のすべてを満たす老朽木造建築物等

○昭和56年5月31日以前に建築

○差押え、仮差押えまたは仮処分を受けていない

○ほかの除却または耐震改修などに係る補助金の交付を受けていない

○土地区画整理事業、道路整備事業などによる建物移転補償の対象となっていない

補助対象経費

次の①～③のうち最も少ない額に6分の5を乗じた額

①除却工事に要する経費

②補助対象建築物の延床面積に2万6000円(1平方メートル当たりの単価)を乗じた額

③建物用途別に定めた限度額

※②の1平方メートル当たりの単価や③の限度額は、各年度で変動する場合あり

※③の限度額などそのほか詳しくは問い合わせ

問合先 地域整備課

☎06(6902)6311